

4 高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者虐待の防止や早期発見、高齢者や養護者への適切な支援を行うためには、関係機関や団体との連携協力体制の整備が必要です（第16条）。

高齢者虐待の未然防止や早期発見を行い、適切な支援につなげたり、継続的な見守りによる再発防止のために、地域における様々な関係機関のネットワークを構築することが重要です。そのため伊達市では3つの機能からなる「早期発見・見守りネットワーク」「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」「関係専門機関介入支援ネットワーク」を形成し、地域包括支援センターがネットワークの運営を行っています（図1、資料1）。

また伊達市では、ネットワークの全体管理として「高齢者虐待防止ネットワーク運営会議」を開催しています。

(1) 早期発見・見守りネットワーク

地域住民や民生委員等が中心となり、虐待の早期発見や虐待の防止、見守り機能を担うネットワークです。

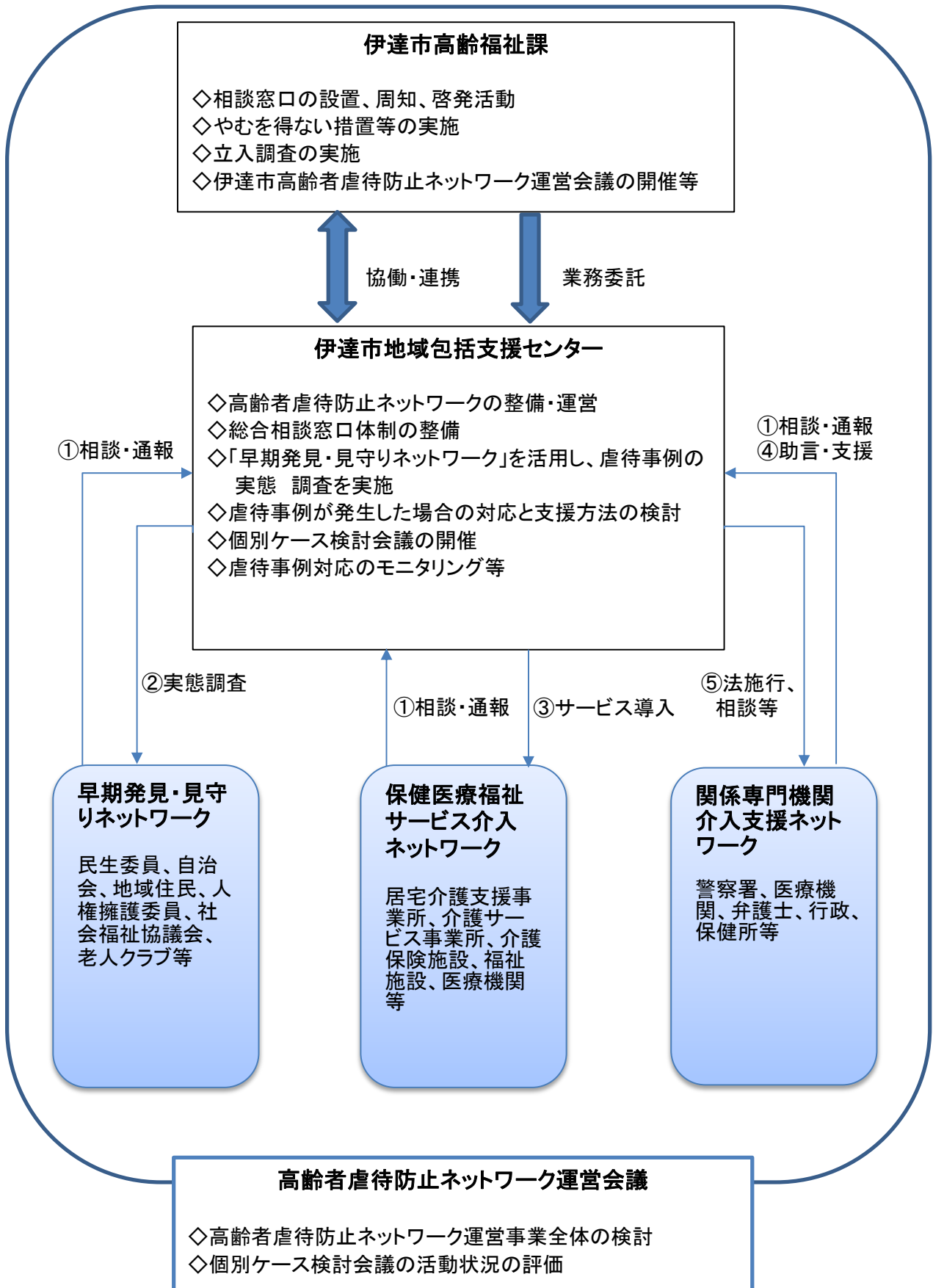
(2) 保健医療福祉サービス介入ネットワーク

介護保険事業者等から構成され、虐待の疑いや危険性が疑われる場合の早期発見や通報、情報提供、個別ケース検討会議への参加、虐待高齢者の受け入れ等具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

(3) 関係専門機関介入支援ネットワーク

保健医療福祉分野による相談や対応の範囲を超えた専門的な対応が必要となる場合に協力を得るためのネットワークです。なお、やむを得ない措置や立入の対応など行政権限の行使に対し、協力を得る機関が多く含まれていることから、伊達市が中心となってネットワークの構築を図ります。

伊達市高齢者虐待防止ネットワーク



伊達市高齢者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱

(目的)

第1条 高齢者の尊厳を保持するため、市内の関係機関との連携により、地域における高齢者虐待防止のためのネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を形成し、もって住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は伊達市とする。ただし、運営にあたっては伊達市地域包括支援センターが中心的な役割を担う。

(事業内容)

第3条 高齢者虐待防止ネットワーク事業（以下「事業」という。）の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 別表1に掲げる機能に応じたネットワークの形成・運用及びネットワーク間のコーディネート

(2) 高齢者虐待防止に関する総合相談窓口の設置運営

(3) 虐待のケースマネジメント

(4) その他高齢者虐待防止ネットワーク運営に必要と考えられる事業

(高齢者虐待防止ネットワーク運営会議)

第4条 事業の円滑かつ適正な運営が確保されるよう、高齢者虐待防止ネットワーク運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

2 運営会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

機 能	構成メンバー	運 用
早期発見・見守り ネットワーク	民生委員、自治会、地域住民、人権擁護委員、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、警察署 など	地域の多様な社会資源を活用し虐待の早期発見等に取り組む。さらに、訪問や声かけ等により安心の得られる地域づくりを進め虐待の未然防止を図る。
保健医療福祉サービス介入 ネットワーク	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、介護保険施設、福祉施設、医療機関、社会福祉協議会 など	各種サービスの利用時に高齢者と接し、虐待事例の目撃又は相談等の情報収集を行う。さらに、個々の虐待ケースについての検討を踏まえ、介護保険サービスを含む保健医療福祉サービスに的確かつ迅速につなげ継続支援を行う。
関係専門機関介入支援 ネットワーク	市、警察署、医療機関、弁護士 など	個々の虐待ケースについての検討を踏まえ、保健医療福祉サービスによる介入を補完的に支える必要度合いを判断し、措置や法執行等へつなげていく。